

合同会社おりじ  
定款

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は合同会社おりじと称し、英文ではOR I J I . L L Cと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 不登校児童対策事業
- (3) 児童健全育成事業
- (4) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は福岡県田川市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員及び出資

(社員の氏名、住所、出資及び責任)

第5条 社員の氏名及び住所、出資額並びに責任は次のとおりである。  
金 100 万円 福岡県田川市大字伊田 1 6 1 1 - 2  
有限責任社員 加来昭一

(相続による持ち分の承継)

第6条 当会社の社員が死亡した場合には、当該社員の相続人は、当該社員の持ち分を承継して社員となることができる。

### 第3章 業務の執行及び会社の代表

(業務執行社員)

第7条 当会社の業務は、業務執行社員がこれを執行する。  
2 業務執行社員は、加来昭一とする。

第8条 当会社の代表社員は、加来昭一とする。

### 第4章 計 算

(事業年度)

第9条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

### 第5章 附 則

(最初の事業年度)

第 10 条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 11 条 この定款に定めのない事項については、すべての会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、合同会社おりじの設立のため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成 28 年 10 月 18 日

有限責任社員 加来昭一